

大井社労士事務所便り

「令和 8 年分 年末調整のしかた」が 公表されました

国税庁より「令和 8 年分 年末調整のしかた」(全 64 ページ)が公表されました。「昨年と比べて変わった点」として挙げられている主な内容は、以下です。

◆昨年と比べて変わった点

(1) 基礎控除の引上げ

合計所得金額に応じて基礎控除額を 62 万円～104 万円に引上げ(改正前 58 万円～95 万円)

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ 74 万円(改正前 65 万円)

上記引上げに伴い、所得税法で定める令和 8 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を改正

(3) 基礎控除の引上げに伴う扶養親族等の所得要件の改正

- ・扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子(※)…62 万円以下(改正前 58 万円以下)

- ・特定親族…62 万円超 123 万円以下(改正前 58 万円超 123 万円以下)

- ・配偶者特別控除の対象となる配偶者…62 万円超 133 万円以下(改正前 58 万円超 133 万円以下)

- ・勤労学生…89 万円以下(改正前 85 万円以下)
※ひとり親の生計を一にする子については合計所得金額ではなく総所得金額等の合計額

(4) 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

新生命保険料の一般生命保険料控除の控除限度額…6 万円(改正前 4 万円)

上記は令和 8 年 12 月 1 日に施行され、令和 8 年分の年末調整など、令和 8 年 12 月以後の源泉徴収事務から対応が必要です。なかでも扶養親族等の所得要件の改正は、これまで扶養控除等の対象外だった親族が、新たに対象となる場合があります。

国税庁が公表している関連資料(各種申告書の記載



例、周知文例、Q&A 等)も活用しながら、早めの準備を心掛けましょう。

【参考】

令和 8 年分 年末調整のしかた(国税庁)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/01.htm>

労基署の立入調査で判明した不払い賃金 総額に関する最新動向

令和 7 年に全国の労働基準監督署(以下、労基署)が実施した、賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導の結果が、8 月 21 日に厚労省より公表されました。

◆監督指導結果の概要

令和 7 年中に労基署が取り扱った賃金不払事案は 22,605 件(前年比 251 件増)、対象となった労働者数は 173,016 人(同 12,181 人減)、不払賃金の総額は 128 億 5,782 万円(同 43 億 5,331 万円減)となっています。件数は増加したものの、対象労働者数や金額は減少しています。

これらのうち、令和 7 年中に労基署の指導を受けて事業主が賃金を支払い、解決に至ったものは 21,731 件

で全体の 96.1% を占めました。対象労働者数は 167,828 人(97.0%)、支払われた賃金額は 109 億 9,703 万円(85.5%)と、多くの事案が行政指導によって改善されたとみることができます。

◆今後の動向

8 月 19 日、同省は 9 月 1 日から時間外労働等に係る監督指導を見直すことを明らかにし、36 協定で定めた内容と健康・福祉確保措置の実施状況等に応じた指導を行うとしました。

令和 7 年中の賃金不払事案として、始業直前・終業直後の業務に従事していた時間が一律に切り捨てられていた事案や、月 20 時間分の固定残業代制度を採用していて 20 時間超過分の割増賃金不払が発生していた事案が紹介されていますが、今後は見直し後の指導方針も念頭に置いておくとよいでしょう。

◆企業の実務ポイント

勤怠管理の不備による未払残業代の発生や給与支払の遅延なども、賃金不払として問題となります。そのため、勤怠管理が適切に行われているかを定期的に確認するとよいでしょう。

【参考】

賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和 7 年）を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75588.html

10 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

11 月 2 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第 3 期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業 4 日未満、7 月～9 月分＞〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料の納付＜延納第 2 期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕